

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
大形クラッカー，非常用糧食用	G Q－N 1 7 0 0 7 1 D	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作 成	令和 元年 1 0 月 3 0 日
	変 更	令和 7 年 2 月 4 日
	作成部隊等名	補給統制本部 需品部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において使用する非常用糧食の構成品の大形クラッカー，非常用糧食用について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1による。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は，“大形クラッカー”とする。

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

G L T－C G－Z 0 0 0 0 0 1 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

G Q－N 1 7 0 0 5 3 非常用糧食通則，0 1 改

b) 法令等

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）

日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）

計量法（平成 4 年法律第 5 1 号）

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 1 1 2 号）

食品表示法（平成 2 5 年法律第 7 0 号）

2 製品に関する要求

2.1 全般

この製品は，“食品衛生法”，“日本農林規格等に関する法律”及び関係規則に基づき製造したものでなければならない。

2.2 材料

材料は，表1による。

表1－材料

区分	規定又は基準
小麦粉	異臭がなく，きょう雑物を含まない小麦粉（灰分0.6 %以下，水分15.0 %以下，酸度0.15 %以下，粗たん白7.0 %～11.0 %）
ショートニング	食品衛生上の欠点を認めないもの
砂糖	上白糖（水分1.5 %以下，糖度96 %以上）
塩	食用塩（NaCl 95 %以上のもの）
モルトエキス	大麦麦芽エキス100 %
イースト	食品衛生上の欠点を認めないもの
ビタミンA	
ビタミンB 1	
ビタミンB 2	
ビタミンB 6	
ビタミンC	
貝カルシウム	
ドロマイト	
イヌリン	

2.3 加工

加工は，次による。

- 中種は，表2の材料に水を加えてよくこねた後，発酵させて仕上げる。
- 本ごねは，2.3 a)に表2の本ごねの材料と水を加え，よくこねて発酵させて仕上げる。
- 2.3 b)の本ごねを圧延，成形した後，ほいろ（焙炉）で再発酵させ，焼成する。
- 2.3 c)を，2.8.3による容器に2.6の内容量及び脱酸素剤を封入し，十分に脱気する。

2.4 配合

配合は，表2を標準とする。

表2－配合

単位 %

材料		割合
中種	小麦粉	35.3
	イースト	適量
本ごね	小麦粉	47.0
	ショートニング	11.8
	砂糖	2.0
	塩	1.0
	モルトエキス	0.5
	イースト	適量
	ビタミンA	0.002
	ビタミンB 1	0.0001
	ビタミンB 2	0.0004
	ビタミンB 6	0.0004
	ビタミンC	0.019

表2－配合（続き）

単位 %

材料		割合
本ごね（続き）	貝カルシウム	0. 5 6
	ドロマイト	0. 3 3
	イヌリン	1. 4

2.5 充填

2.3で焼き上がったものを2.8.3による容器に2.6の内容量を封入し、袋内の空気を十分に脱気して製品とする。

2.6 内容量

内容量は、1包装4枚入り48 g以上とする。

2.7 寸法

寸法は、焼き上がり寸法とし、縦78 mm±3 mm、横53 mm±3 mm、厚さ7 mm±2 mmとする。

2.8 品質

2.8.1 品位

品位は、次による。

- 色沢及び香味が良好で、異味異臭がなく、きょう雑物などの混入を認めない。
- 形状は、つぶれ、割れ、欠けなどの甚だしいものがあってはならない。
- 焼き込みが均等で、かつ十分でなければならない。内部の組織は、均一な層状でなければならない。

2.8.2 水分

水分は、6 %以下とする。

2.8.3 容器

容器は、次による。

- 包装袋** 包装袋は、次による。
 - 形状** 形状は、袋状容器とし、細部は、製造者の仕様による。
 - 材料・構造** 材料及び構造は、外側からナイロン（15 μm）、ポリエステル（12 μm）及びポリエチレン（50 μm）を主材とし、細部は製造者の仕様による。
 - 厚さ** 厚さは、77 μm±7 μmとする。
 - 寸法** 寸法は、幅85 mm×長さ170 mmを標準とする。
 - ノッチ** ノッチは、シール性を考慮した上で開封が容易に行えるよう袋上部の口部にV字形のノッチを1か所付ける。
- 脱酸素剤** 脱酸素剤は、製造者の仕様による。
- 堅ろう性** 堅ろう性は、GQ-N170053の2.3による。

2.9 外観

外観は、きず、汚れなどの有害な欠点がなく、密封が完全で仕上がりが良好でなければならない。

2.10 製品の表示

2.10.1 全般

製品の表示は、“食品表示法”及び“計量法”の規定に基づく。

2.10.2 表示方法

表示方法は、GQ-N170053の2.7.1による。

2.10.3 表示項目

表示項目は、製品の呼び方、名称（契約の相手方が定める名称）、原材料名（添加物に含まれる特定原材料などを含む。また、質量の割合が最も高いものについては原産地を記載する。）、添加物（原材料名の欄に後ろに、“／”で区切り添加物を記載してもよい。）、内容量、賞味期限、保存方法、製造者又は販売者、製造所（製造者又は販売者と同一の場合は、省略してもよい。）及び栄養成分表示とする。

2.10.4 表示要領

表示要領は、製造者の仕様による。

2.10.5 ロット番号

ロット番号は、適宜の位置に表示してもよい。

2.10.6 容器包装識別表示

容器包装識別表示は、“容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律”に基づく識別表示を適宜の位置に表示する。

3 品質保証

品質保証は、GQ-N170053の箇条3による。

4 出荷条件

4.1 包装

包装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

4.2 包装の表示

包装の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 承認用見本など

契約の相手方は、製造に先立ち、表3に示す承認用見本などを契約担当官等に提出し、外観及び製品の表示について承認を受けなければならない。ただし、調達要領指定書によって指定する場合を除き、契約の相手方が同一年度に同一品目の契約実績があり、同一製造体制で製造する場合は、省略してもよい。

表3－承認用見本など

種類		数量	規定
承認用見本	容器	1	2.8.3による。
提出書類	包装材料証明	4	
	材料証明	4	2.2による。
	製造工程表	4	2.3、2.4及び2.5による。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。